



福岡県医発第 27号 (地)

平成18年4月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の
一部改正について（外国人医師・看護師等の就労制限の緩和等）

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がまいりましたので、お知らせいたします。

外国人医師・看護師等の受け入れについては、外国の医学校等を卒業した者や外国の医師免許等を有する者に関する日本の国家試験受験資格認定要件の緩和・明確化がなされ、また、日本の国家資格を有する外国人医師・看護師の就労制限を撤廃・緩和することが平成17年3月25日に閣議決定されております。

今般、それらを踏まえ、標記省令の一部改正がなされ、併せて厚生労働省医政局長名で通知が発出されました。

主な改正点は、①日本の医師国家資格を有する外国人医師に関しては、「研修」に限定した活動制限や年数制限等が撤廃されたこと、②日本の看護師国家資格を有する外国人看護師に関しては、日本の学校養成所卒業後4年とされていた研修期間が日本の看護師免許取得後7年以内とされたこと等であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成18年3月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の
一部改正について（外国人医師・看護師等の就労制限の緩和等）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人医師・看護師等の受け入れに関しましては、平成17年4月27日付（日医発第112号(地 22)）の文書をもってお知らせした通り、外国の医学校等を卒業した者や外国の医師免許等を有する者に関する日本の国家試験受験資格認定要件の緩和・明確化がなされたところであります。

また、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、日本の国家資格を有する外国人医師・看護師の就労制限を撤廃・緩和することとされています。

今般、これらを踏まえて、医療の在留資格に係る上陸許可基準（法務省令）が改正されるとともに、併せて厚生労働省医政局長名で通知が発出されましたので、お送り申し上げます。

主な改正点は、日本の医師国家資格を有する外国人医師に関しては、「研修」に限定した活動制限や年数制限等が撤廃されたこと、日本の看護師国家資格を有する外国人看護師に関しては、日本の学校養成所卒業後4年とされていた研修期間が、日本の看護師免許取得後7年以内とされたこと等であります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政発第 0330015 号
平成 18 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部
を改正する省令の施行について

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の一部を改正する
省令（平成 18 年法務省令第 29 号。以下「改正省令」という。）については、本日付け
で公布され、同日より施行することとされたところである。

貴職におかれては、下記の改正内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、
医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 改正の趣旨

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)を踏まえ、
「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成 17 年 3 月 24 日付け医
政発第 0324007 号)により、在留活動に制限のある在留資格を有する者についても医
師等の国家試験受験資格の認定申請を行うことができることとしたこと、また、「規制
改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において、
我が国の国家資格を有する外国人医師・外国人看護師の就労制限を撤廃・緩和するこ
ととされたこと等を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を
定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の一部が改正されたものである。

2. 改正の内容

改正省令における改正内容のうち、外国人医師、外国人看護師等の就労制限に係る
ものは次のとおりである。

(1) 外国人医師に係る就労制限の撤廃

本邦の大学において医学の課程を修めて卒業することとされている要件、業務形態を研修に限定するという活動制限、年数制限（本邦の大学卒業後 6 年以内）及び就労可能な地域についての制限が撤廃されたこと。

(2) 外国人看護師に係る就労制限の見直し

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 2 6 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「学校養成所指定規則」という。）に規定する学校又は養成所（以下「学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）することとされている要件が撤廃されたこと。

また、学校等の卒業等後 4 年以内とされている研修期間について、看護師免許の取得後 7 年以内に改められたこと。

(3) 外国人歯科医師に係る就労制限の見直し

本邦の大学において歯学の課程を修めて卒業することとされている要件が撤廃されたこと。

また、本邦の大学卒業後 6 年以内とされている研修期間について、歯科医師免許の取得後 6 年以内に改められたこと。

(4) 外国人保健師、外国人助産師又は外国人准看護師に係る就労制限の見直し

学校養成所指定規則に規定する学校等を卒業等することとされている要件が撤廃されたこと。

また、学校等の卒業等後 4 年以内とされている研修期間について、保健師免許、助産師免許又は准看護師免許の取得後 4 年以内に改められたこと。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学一)

〔省令〕

○恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令
(総務四八)

○国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(同四九)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(法務二九)

○アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令(外務七)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学五)

○高等学校通信教育規程の一部を改正する省令(同六)

○紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)

○ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二二)
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通一九)

〔告示〕

○社債等の振替に関する法律第四十四條第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務六)
○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件
(総務一八六・一八九)

○政党助成法第五條第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件(同一九〇)

○出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の二号口の規定に基づき病院等を定める件の全部を改正する件(法務一七三)
○日本国に帰化を許可する件
(同二七四)

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令第一條の規定による指定及び同意に係る国債を定める件の一部を改正する件(財務二二二)

○分離適格振替国債の指定等に関する省令第二條第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件の一部を改正する件(同二二三)
○国債及び政府短期証券の入札に参加することのできる者を定めた件の一部を改正する件(同二二四)

○農林漁業金融公庫法第十八條第一項第四号の二の資金を指定する等の件の一部を改正する件
(財務・農林水産八)

○農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件の一部を改正する件(同九)

○学校教育法施行規則第六十三條の四の規定により、別に定めることとされた学修について定める件の一部を改正する告示(文部科学三八)
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(同三九)
○個人情報保護の保護に関する法律第三十七條第一項の認定に関する件
(厚生労働一七七)
○療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一條第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同一七八)
○社会保険診療報酬支払基金法第十五條第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二七九)
○健康保険法施行規則第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則第四十七條第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八〇)
○健康保険法施行規則第六六條第八号及び第七十七條第十号並びに船員保険法施行規則第四十七條ノ二ノ八第七号及び第四十七條ノ二ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八一)

○健康保険法施行規則第八十八條第七号及び船員保険法施行規則第四十七條ノ三第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八二)
○老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一條第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八三)
○児童福祉法第二十一條の九の二に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度の一部を改める件(同二八四)
○労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同二八五)
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関を登録した件(同二八六)
○労働安全衛生法の規定により登録個別検定機関の代表者の氏名を変更した件(同二八七)
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同二八八)
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所名称及び所在地を変更した件(同二八九)
○社会保険労務士法第十三條の四の規定に基づき紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を全国社会保険労務士会連合会に行わせることとした件(同二九〇)
○工事が完了した件(国土交通四一五)
○建設業法施行令第二十七條の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件並びに建設業法施行規則第七條の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示
(同四一六)

(以下次のページへ続く)

第十條の二の次に次の一条を加える。

(生存の確認)

第十條の三 総務省人事・恩給局長は、規則第二十九條第一項に規定する支給期月の前月において、都道府県知事(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。

2 総務省人事・恩給局長は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

(国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第二条 国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

2 前項の通知書が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、裁定庁は、当該通知書が還付された日から起算して三月を経過した日の属する月の次の支給期月以後に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

第六條の二の次に次の一条を加える。

(生存の確認)

第六條の三 裁定庁は、令第二十三條第一項に規定する支給期月の前月において、都道府県知事(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)から互助年金の受給者に係る住民基本台帳法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。

2 裁定庁は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた互助年金の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき互助年金の支給を差し止めることができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十九号

国会議員互助年金法施行令(昭和三十三年政令第四百三十三号)の廃止に伴い、及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の規定に基づき、この省令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

総務大臣 竹中 平蔵

国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令

第一条 国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)は、廃止する。

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

別表 国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の項を削る。

附則

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)以下「廃止法」という。

附則 第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)以下「旧法」という。の規定による互助年金及び互助一時金については、第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(以下「旧令」という。)の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧令中「令」とあるのは「旧令」とし、旧令第二

条第二項中「国会議員互助年金法施行令」とあるのは「国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令(平成十八年政令第七十三号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法施行令」とし、旧令第七條中「国会議員互助年金法」とあるのは

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」とする。

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」とする。

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」とする。

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」とする。

「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」とする。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第三条 廃止法附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二條第二項の互助年金及び同条第二項の互助一時金については、この省令による改正前の総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令別表(国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の項中「国会議員互助年金法施行規則」とあるのは「旧国会議員互助年金法施行規則」とする。

○法務省令第二十九号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百九十九号)第七條第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

法務大臣 杉浦 正健

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二十年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項(以下「医療の項」という。)の下欄第二号中「医師又は」を削り、同号イ中「本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後」を「本邦において歯科医師の免許を受けた後」に改め、「医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第六條の二第一項若しくは」を削り、同号ロ中「本邦の大学において医学若しくは歯学の課程を修めて卒業した者、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十一條若しくは第四十二條に規定する者、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十二條若しくは第四十三條に規定する者又は平成二年六月一日現在において医師若しくは歯科医師の免許を有する者、が、医師又は」を削る。

平成十八年三月三十日

法務大臣 杉浦 正健

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二十年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項(以下「医療の項」という。)の下欄第二号中「医師又は」を削り、同号イ中「本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後」を「本邦において歯科医師の免許を受けた後」に改め、「医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第六條の二第一項若しくは」を削り、同号ロ中「本邦の大学において医学若しくは歯学の課程を修めて卒業した者、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十一條若しくは第四十二條に規定する者、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十二條若しくは第四十三條に規定する者又は平成二年六月一日現在において医師若しくは歯科医師の免許を有する者、が、医師又は」を削る。

平成十八年三月三十日

法務大臣 杉浦 正健

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二十年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の項(以下「医療の項」という。)の下欄第二号中「医師又は」を削り、同号イ中「本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後」を「本邦において歯科医師の免許を受けた後」に改め、「医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第六條の二第一項若しくは」を削り、同号ロ中「本邦の大学において医学若しくは歯学の課程を修めて卒業した者、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十一條若しくは第四十二條に規定する者、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十二條若しくは第四十三條に規定する者又は平成二年六月一日現在において医師若しくは歯科医師の免許を有する者、が、医師又は」を削る。

平成十八年三月三十日

法務大臣 杉浦 正健

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二十年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

医療の項の下欄第三号中「看護師」を削り、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省令第一号)第一條第一項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後」を「本邦において保健師、助産師又は准看護師の免許を受けた後」に改める。

医療の項の下欄第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 申請人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において看護師の免許を受けた後七年以内の期間中に研修として業務を行うこと。

表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号を次のように改める。

一 申請人が次のいずれかに該当していること。

イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く)。

ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科(当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第十九條第一項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。)において専ら夜間通学して教育を受けること。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

法務省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年八月二十九日法務省令第六十三号)は、廃止する。

○外務省令第七号

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)を実施するため、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

外務大臣 麻生 太郎

外務省令第七号

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)を実施するため、アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

外務大臣 麻生 太郎

外務省令第七号